

外国人雇用対策について

平成29年8月26日

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

1 外国人雇用の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約108.4万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約20.1万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約41.3万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約21.1万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約1.9万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約24.0万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,083,769	200,994	413,389	211,108	18,652	239,577
中国	344,658	84,229	87,306	84,373	3,469	85,275
韓国	48,121	20,937	17,590	146	2,296	7,150
フィリピン	127,518	6,371	97,591	20,846	1,592	1,114
ベトナム	172,018	12,437	9,267	72,740	1,436	76,135
ネパール	52,770	4,677	2,616	321	2,454	42,702
ブラジル	106,597	565	105,789	53	16	174
ペルー	26,072	95	25,867	42	8	60
その他	206,015	71,683	67,363	32,587	7,381	26,967

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成28年10月末現在）」

2 定住外国人の雇用対策

日系人等定住外国人に対する雇用対策

〔外国人の適正就労・安定雇用に向けた取組〕

○事業主に対する外国人指針(※)の周知・啓発や、外国人指針に基づく事業所指導により、外国人労働者の雇用管理改善を促進。 ※雇用対策法第8条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について規定。

〔日系定住外国人の雇用の安定に向けた課題〕

○平成20年秋に発生した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、日系人が多数居住する、いわゆる日系人集住地域のハローワークに支援を求めて多数の方が来所。
○また、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、職業経験も不十分であるため、自力による再就職は極めて厳しい。



経済の持ち直しにより、短期の就労が戻ってきたものの、不安定雇用の構造は変わらず。

〔日系定住外国人に対する取組〕

○平成21年度以降、通訳・相談員の配置増など、機動的な相談・支援機能の強化を実施。
○将来的にも日本で安定して働けるよう、日本語能力向上等を図る就労準備研修を実施。

ハローワークへの通
訳・相談員の
配置による
機能の整備

- (1)通訳配置所数
- (2)外国人専門相談員の配置

平成20年度
(1)73箇所
(2)11人

平成29年度
(1)128箇所
(2)91人

日本語能力
向上の支援

「日系人就労準備研修」の実施
(平成21～26年度)

- ・日本語を含む職場でのコミュニケーション能力の強化
- ・日本の労働法令や雇用慣行の基本的知識
- ・履歴書の作成指導や模擬面接

・21年度 6,298人 ・28年度 4,450人
・22年度 6,288人
・23年度 4,231人
・24年度 3,576人
・25年度 3,155人
・26年度 3,188人
・27年度 4,106人

平成27年度より対象者を定住外国人全般に拡充した「外国人就労・定着支援研修」として実施

平成29年度 4,250人受講予定

外国人に配慮した職業訓練機会の確保

- 公共職業訓練(平成28年度)
・11コース(定員154名)実施
- 求職者支援訓練(平成27年度)
・4コース(定員84名)実施

外国人の訓練機会の確保に向けた
都道府県と労働局・
ハローワークの連携強化
を進める。

外国人就労・定着支援研修事業の概要

事業目的

少子高齢化が進展し労働力人口が減少傾向で推移している中、人手不足産業や成長産業などで人材確保支援に苦慮する状況が生じており、外国人材の活用も含めた支援を行う必要性が高まっている。

このような状況を踏まえ、仕事に就く上での在留資格上に制限のない身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした研修を実施することを通じて、円滑な求職活動の促進や安定雇用の促進を図るとともに、人手不足産業や成長産業などでの人材確保を支援する。

研修対象者

定住外国人（離職者に限らず在職者も対象として実施）

研修内容

- 受講者の既存の日本語能力に合わせ、以下のようなコース等を設定
- ・ 日本語教育も含めた職場でのコミュニケーション能力の強化
 - ・ 日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識
 - ・ 専門分野（介護現場）において使用する日本語の習得 等

研修時間等

- ・ コース当たりの総研修時間は120時間で設定
- ・ 地域の実情や受講者ニーズに合わせ、夜間や土日のコースも設置

実施規模

平成29年度における受講者数及び実施地域数（計画数）は以下のとおり。

実施コース 252 コース（平成28年度実績：260コース）

受講者数 4,250名（平成28年度実績：4,450名）

実施地域数 18都府県91都市（平成28年度実績：16都府県94都市）

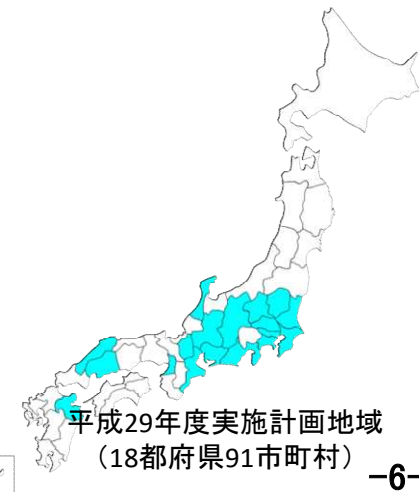
日本語講義



就労講義



職場見学



外国人就労・定着支援研修カリキュラム

